

東北大学（大学院法学研究科総合法制専攻）及び東北大学（法学部）の
法曹養成連携協定の変更協定

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻（法科大学院）（以下「甲」という。）と東北大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年2月28日付元文科高第1094号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和8年4月1日から、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の開設科目の「決済法（隔年開講）」を削除する。

（本協定の適用者）

第2条 本協定は、令和8年4月1日から施行し、本協定施行の際現に在学する者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）から適用する。

（効力の発生）

第3条 本協定は、法第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和 8年 2月20日

甲

東北大学大学院法学研究科長

乙

東北大学法学部長

学長（代理人） 久保野 恵美子

学長（代理人） 久保野 恵美子



東北大学（大学院法学研究科総合法制専攻）及び東北大学（法学部） 法曹養成連携協定

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻（法科大学院）（以下「甲」という。）と東北大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の連携法曹基礎課程が制度化されることに伴い、甲と乙の間における教育連携を推進し、かつ乙の連携法曹基礎課程登録者に対し、乙から甲にわたる体系的・一貫的な法曹養成教育を施し、もって、法曹を志望する学生の時間的及び経済的負担の軽減を図るとともに、東北地方及び全国への優秀な法曹人材の輩出に寄与することを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 東北大学大学院通則第2条に規定する法学研究科総合法制専攻
- 二 連携法曹基礎課程 東北大学法学部法曹コースに関する申合せ所定の法曹コース
（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに登録する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり

定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
 - 一 本法曹コースの学生5名につき1名の教授又は准教授を学修指導教員として配置すること
 - 二 第6条2項に定める連携協議委員会において、本法曹コース登録学生の科目履修状況を学期ごとに確認し、成績不良者に対して、学修指導教員が面談を行うこと
 - 三 本法曹コースの学生に対し、甲の協力の下、甲の入学志願者向け説明会への参加の機会を提供し、学修相談に応じること

(甲の乙に対する協力等)

- 第6条 甲は、本法曹コースにおいて、甲における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。
- 一 甲の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、甲の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
 - 二 本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施において、甲の教員に担当させること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、甲における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議委員会を設置するものとする。

(甲の開設科目履修の方法)

- 第6条の2 本法曹コースの学生は、前条1項1号に基づき、特別聴講学生として、甲の開設科目を履修することができる。
- 2 前項に基づき履修することのできる授業科目の範囲については、甲の定めるところによる。
 - 3 前2項に基づき甲の開設科目を受講する特別聴講学生については、授業料は徴収しない。

(入学者選抜方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して甲に入学しようとする者を対象として以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は、別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了

の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第7条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了する時に、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議委員会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 8年 2月20日

甲 東北大学大学院法学研究科長

乙 東北大学法学部長

総長（代理人） 久保野 恵美子

総長（代理人） 久保野 恵美子

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

- ① 1年次に憲法、民法、刑法の総論的内容を含む授業科目を、2年次に基本6法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の授業科目の大部分を履修し、3年次には基礎法理により独自性が認められる分野を扱う授業科目を履修することで、法曹としての実務に必要な基本的学識を体系的・段階的に修得できるよう、3年次までに基本6法の全ての講義科目を必修科目として開講する。
- ② 基本7法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）を中心とする実定法分野の知識の修得及び定着を促進し、その学習内容を深化させるために、主として法曹志望者を念頭に置いた内容で行われる少人数による双方向式の教育を受けることができる演習科目を多数開講し、選択必修科目とする。
- ③ 履修推奨科目は、主に3年次で基本6法からさらに先取的に広い領域の学習を行うことができるように、連携法科大学院における法律基本科目（2年次配当）及び基礎法・隣接科目に相当する講義科目を開講する。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		履修推奨科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期	憲法Ⅰ	2				
民法総則		2					
刑法Ⅰ		2					
2年	前期	憲法Ⅱ	2	実務演習	各2		
		契約法・債権総論	4				
		民事訴訟法	4				
		刑法Ⅱ	2				
	後期	憲法Ⅲ	2	実務演習	各2	英米法 ※3	2
		物権法	2		※2		
		不法行為法	2				
		刑法Ⅲ	4				
		刑事訴訟法	4				

3 年	前期	家族法※1	2	実務演習	各 2	行政法 I	4
		会社法 I ※1	4			日本法制史 I	2
						西洋法制史 I	2
						法理学 I	2
	後期	会社法 II ※1	2	実務演習	各 2	日本法制史 II	2
						西洋法制史 II	2
						法理学 II	2
						行政法 II	4
						商法総論・商行為法	2
	合計		40		6		14

※1 基本6法科目のうちの基礎法理により独自性が認められる分野を扱う「家族法」、「会社法 I」、「会社法 II」については、3年次での履修を想定し、甲の5年一貫型特別選抜の出願資格として単位修得を求めないこととしている（別紙4の（1）の（イ）参照）が、学生が、各自の学習進度に合わせて2年次に履修することも妨げない。

※2 この中から6単位以上の修得が必要。乙で開講される演習のうち、実務演習に当たるものは、各年度において、認定協定第6条第2項に定める連携協議委員会及び乙の教授会で指定する。実務演習は同一名称で複数科目が開講される場合があるが、同一名称の実務演習であっても、乙の履修案内の定めに従い、重複して履修することができる。

※3 この中から4単位以上の修得を推奨。

※ 開講学期は、年度によって変更される可能性がある。

※ 本法曹コース修了には乙の卒業認定要件を満たす必要がある。

<別紙2>乙の法曹コースにおける成績評価の基準

法曹コースの指定科目及び履修推奨科目の成績評価基準に関する申合せ

2019. 7.17 東北大学法学部教授会 制定

2019.12.18 東北大学法学部教授会 改正

1 評価の方法

成績は、定期試験（原則として筆記試験の方法による）による評価による。

2 評価の指針

定期試験による評価に際しては、以下のような能力を総合的に評価し、各法分野についての基礎的な知識・素養の習得を目安として評価するものとする。

- ① 事案を正確に認識する等、問題の所在を的確に把握する能力、把握した問題を法的に分析し、解決する能力（事案分析解決能力）
- ② 主要な判例・学説に係る知識（基礎的・専門的法知識）を確実に身に付け、問題解決に際して体系的に活用する能力（基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力）
- ③ 自らの主張を法的に構成し、一貫した論理により、説得的に展開する能力（法的な議論を説得的に表現する能力。論理的表現能力）
- ④ 柔軟に発想し、問題を批判的に検討する能力（創造的・批判的思考能力）

3 成績評価の基準

(1) 評価の方針

成績の評価は以下に定める方針による。（()内は評価区分を表す。）

90点以上 きわめて優秀 (AA)

80点以上90点未満 優秀 (A)

70点以上80点未満 良好 (B)

65点以上70点未満 能力や知識が一応の水準に達している (C)

60点以上65点未満 最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する (C)

60点未満 最低限の水準に達していない (D・不可)

※点数と評価区分の対応は、東北大学法学部規程第19条第1項による。

(2) 評価の実施

① 成績評価は、100点を満点とした点数（整数）により行う。

② 60点以上を合格とする。

③ 各点数の人数比は、以下の目安による。

90点以上は、若干名とする。

80点以上90点未満は、20%を標準とする。

70点以上80点未満は、40%を標準とする（20%を限度に増減することができる）。

65点以上70点未満及び60点以上65点未満は、40%を標準とする（20%を限度に増減することができる）。

【参考】

東北大学法学部規程

第5章「専門教育科目の授業、履修方法及び試験」より抜粋

第19条 試験の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

AA 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

2 前項による評価AA、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

3 試験の成績は、公表しない。

東北大学学士課程におけるGPA制度について

本学では、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に役立てるとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的として、平成28年度からGPA制度を導入します。GPA制度は、平成28年度学士課程入学者から適用します。

・評価及びGP

各学部規程、各学部履修内規及び全学教育科目等規程に定める成績の評価に与えられるGP (Grade Point) は、次表のとおりとなります。

成績の評価		GP
5段階評価	素点	
AA	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

※ 法学部専門教育科目における「棄権」の成績評価はGPには含みません。

・GPAの種類とGPAの算出方法

本学のGPAは、当該セメスターにおける学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA (以下「学期GPA」という。) と、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA (以下「累積GPA」という。) の二種類です。

学期GPA及び累積GPAの計算式は、次に定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとします。

$$\text{学期GPA} = \frac{\begin{array}{l} \text{(当該学期に評価を受けた授業科目のGP} \\ \text{×当該授業科目の単位数) の合計} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該学期に評価を受けた授業科目の} \\ \text{単位数の合計} \end{array}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\begin{array}{l} \text{(在学全期間に評価を受けた授業科目のGP} \\ \text{×当該授業科目の単位数) の合計} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{在学全期間に評価を受けた授業科目の} \\ \text{単位数の合計} \end{array}}$$

・GPA対象授業科目

GPAの対象となる授業科目は、本学学士課程において、5段階評価又は素点によって成績認定される授業科目 (他学部履修科目を含む) であって、卒業要件に算入できる授業科目とな

ります。

ただし、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除きます。

1. 東北大学学部通則第11条の2第1項、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び26条の7第1項の規定により、本学において修得したものとみなした授業科目
2. 所定の期日までに学生から履修取消の申し出があり、履修取消を許可した授業科目
3. 学務審議会委員長又は学部長が指定した授業科目

・再履修科目の取扱い

「D」又は60点未満と評価された必修授業科目で、のちに再履修によって「C」又は60点以上の評価を得た場合は、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目のGP及び単位数は累積GPA対象授業科目から除くものとします。

ただし、上記の取扱いは、学期GPAには適用しません。

※上記、GPA制度については、平成26年9月8日付けの東北大学学務審議会決定に基づき、「平成31年度東北大学法学部学生便覧」P147～148に掲載の内容である。

<別紙3>乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

早期卒業に関する申合せ

[平 17(2005).1.19 学部教授会]
[改正 平 29(2017).9.1 学部教授会]
[改正 平 31(2019).2.13 学部教授会]

(早期卒業希望届)

早期卒業を希望する学生には、次の区分により、「早期卒業希望届」を提出させる。

- ・3年次終了時(3月)に卒業を希望する学生の場合：提出期限は、3年次後期履修登録期間最終日とし、その時まで、全学教育科目を35単位以上、および専門教育科目を75単位(法曹志望コース登録者については、65単位)以上修得している学生についてのみ、受け付ける。
- ・4年次前期終了時(9月)に卒業を希望する学生の場合：提出期限は、4年次前期履修登録期間最終日とし、その時まで、全学教育科目を36単位以上、および専門教育科目を78単位以上修得している学生についてのみ、受け付ける。

(早期卒業希望学生の答案採点)

早期卒業希望届を提出した学生の定期試験答案は、教務係において他と区別し、できる限り早期に採点するものとする。

(「優秀な成績」の認定)

1. 法学部規程第23条第2項にいう「優秀な成績」とは、原則として、次のすべての要件を満たすものとする。
 - ① 全学教育科目および専門教育科目のそれぞれについて、成績が「A」以上である科目数が4分の3以上であること。
 - ② 専門教育科目の「演習」の単位を8以上修得していること。
2. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかの要件を満たす場合にも、法学部規程第23条第2項にいう「優秀な成績」と認めることができる。

(1) 略

(2) 3年次の法曹コース登録者で、「法曹コースに関する申合せ」所定のコース修了要件を満たし、法科大学院の入学試験における特別選抜に合格し、次年度に法科大学院に入学する予定のものについて、次のすべての要件を満たす場合

- ① 専門教育科目およびそのうちの「法曹コースに関する申合せ」所定

- の 6 法指定科目のそれぞれについて、成績が「A」以上である科目数が
3 分の 2 以上であること
- ② 専門教育科目の「演習」の単位を 8 以上修得していること。

(3) 略

附則：本申合せは、平成 31（2019）年 4 月 1 日より適用する。

○東北大学法学部規程【抜粋】

第7章 卒業

(卒業の要件)

第23条 本学部を卒業するためには、本学部で4年以上在学し、教授会の議を経て、学部長の定めるところにより、全学教育科目の単位を39単位以上及び専門教育科目の単位を90単位以上(うち私法・公法科目2単位以上、基礎法科目2単位以上及び政治学科目2単位以上)修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学部で3年以上在学し、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した場合は、卒業と認めることがある。
- 3 第1項の専門教育科目の単位のうち、演習の単位は、合わせて30単位を超えることができない。
- 4 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目の単位は、別に定めるところにより、20単位を限り、第1項の専門教育科目の単位数に算入することができる。

※ キャップ制及び科目の配当学年との関係について

乙においては、履修上限単位の目安を示すキャップ制が採用されているにとどまり（下に掲載する東北大学法学部規程 12 条、同履修案内「5」）、また、法曹コースの修了要件となる授業科目には、当該「学年以外の学生は履修することができない」ことを意味する「対象」学年が 4 年次のみを設定された科目はない。なお、「配当」年次は、「効率的な学習課目の対象及び順番を考慮して定められたもの」であるが、学生は、「配当学年にかかわらず、自由に履修することができる」ものである（「対象」及び「配当」学年については、東北大学法学部履修案内「4」（下に抜粋して掲載）に記載がある）。

以上のような制度であるため、早期卒業を希望する学生に対し、1 年間に履修できる上限単位数について緩和措置をとることや 3 年生に 4 年次配当科目又は 4 年次対象科目を履修させるための特別な取り扱いを行う必要はない。

○東北大学法学部規程【抜粋】

第 4 章 全学教育科目の授業、履修方法及び試験

（全学教育科目の履修科目の届出の上限）

第 10 条の 2 1 学期に全学教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については、別に定める。

第 5 章 専門教育科目の授業、履修方法及び試験

（専門教育科目の履修科目の届出の上限）

第 12 条 1 学期に専門教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については、別に定める。

○履修案内「5」【抜粋】（履修科目として登録できる単位数の上限について）

1 年次前期から 2 年次後期（第 1 から第 4 セメスター）において、全学教育科目及び専門教育科目を併せて、履修登録時に登録できる単位数の上限は、各学期（セメスター）ごとに 30 単位を目安とする。

ただし、次の科目については上限枠に含めない。

- ・全学教育科目の外国語群，保健体育科目群
- ・専門教育科目のうち，連続講義など集中講義の形で開講される科目
- ・教職科目

○履修案内「4」【抜粋】（配当学年及び対象学年について）

（中略）「配当」学年が記されているが、学生はその配当学年にかかわらず、自由に履修することができる。ただし、配当学年は、効率的な学習科目の対象及び順番を考慮して定められたものであり、また同じ学年の科目同士が時間割上できる限り重複しないよう配慮されている（中略）。

（中略）「対象」学年が指示されている科目については、対象とされた学年以外の学生は履修することができない。また、科目によっては、既に他の科目を履修済であることと等を履修要件とするものがある（中略）。

＜別紙４＞乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

（１）５年一貫型教育選抜

（ア）対象者

・乙の法曹コースを修了見込みの者及び甲と協定を締結している他の大学における法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第６条第２項に定める「連携法曹基礎課程」を修了見込みの者

・定員は１２名とする。このうち、１１名は、甲が法曹養成連携協定を締結した大学の全てからの出願者を対象とし、１名は、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することの重要性に鑑み、甲が同協定を締結した大学のうちの地方大学から学部長の推薦を受けて出願した者を対象とする（以下、「地方選抜方式」という）。

（イ）出願資格

出願の前年度末までに、下記の科目の単位（合計３２単位）を取得済みであること。

憲法Ⅰ（２単位）、憲法Ⅱ（２単位）、憲法Ⅲ（２単位）

民法総則（２単位）、契約法・債権総論（４単位）、物権法（２単位）、不法行為法（２単位）

刑法Ⅰ（２単位）、刑法Ⅱ（２単位）、刑法Ⅲ（４単位）

民事訴訟法（４単位）

刑事訴訟法（４単位）

（ウ）合否判定の方法

・選考は、「書類審査の審査結果による選考」により行い、次の選考資料を総合的に評価することにより行う。評価に際しては、大学（学部）の成績を重視するものとする。

志望理由書、履歴書、大学（学部）の成績証明書、各種資格証明書

・書類審査の得点が一定の水準（法科大学院修了後１年目までの司法試験合格が可能であると見込まれる程度の学力水準）に達しない場合は、不合格とする。

・地方選抜方式による選考においては、学部長からの推薦状も選考資料とする。

(エ) 入学要件

乙の法曹コース又は甲と協定を締結している他の大学における法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」を修了すること。

(2) 開放型選抜

(ア) 対象者

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」(甲以外の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学におけるものを含む)を修了見込みの者
- ・定員は、13名とする。

(イ) 出願資格

出願資格としての単位取得要件や成績割合要件は課さないものとする。

(ウ) 合否判定の方法

選考は、次に掲げる「書類審査の審査結果による選考」(第1次選考)及び「論述試験の成績等による選考」(第2次選考)の2段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、最終合格者を決定する。

第1次選考は、次の選考資料を総合的に評価することにより行う。評価に際しては、大学(学部)の成績を重視するものとする。

志望理由書、履歴書、大学(学部)の成績証明書、各種資格証明書

第2次選考は、第1次選考の選考資料と、次に掲げる法学専門科目筆記試験の成績を総合的に評価することにより行う。

民事法(民法、商法、民事訴訟法)、公法(憲法)、刑事法(刑法、刑事訴訟法)

第2次選考における書類審査と法学専門科目筆記試験の配点は、下記のとおりとする。

書類審査 : 400点

法学専門科目筆記試験 : 600点

第2次選考の総得点（書類審査と法学専門科目筆記試験の合計）が一定の水準（法科大学院修了後1年目までの司法試験合格が可能であると見込まれる程度の学力水準）に達しない場合は、不合格とする。

（エ）入学要件

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」（甲以外の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学におけるものを含む）を修了すること。